

診断名/年月		2022年度												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
所定疾患施設療養費Ⅱ	肺炎	人数	0	1	0	1	0	0	1	0	3	5	1	0
		治療日数	0	6	0	6	0	0	5	0	11	29	1	0
	尿路感染	人数	0	1	2	1	0	2	5	3	3	1	1	2
		治療日数	0	1	11	8	0	6	20	15	13	3	5	13
	蜂窩織炎	人数	4	0	1	2	1	0	1	0	0	0	0	1
		治療日数	20	0	1	15	6	0	6	0	0	0	0	4
	带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

算定条件

- 肺炎等により治療を必要とする状態となった利用者に対し、治療管理として投薬・検査・注射処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回算定する。
- 緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - 肺炎
 - 尿路感染
 - 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
 - 蜂窩織炎
- 算定する場合にあつては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 請求に際して、診断・行った検査・治療内容を記載すること。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあつては、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。